

議案第20号

債権の放棄について（福祉局関係）

次のとおり債権を放棄する。

- 1 債 務 者 大阪市浪速区大国3丁目5番14-607号(判明している最後の住所)
藤野 康夫
- 2 債 権 の 内 容 国民年金保険料の追納に要する資金の貸付金債権
- 3 放棄する債権の額 金564,590円及びこれに対する遅延損害金
- 4 放棄の理由 債務者が死亡し、債務者の遺族から当該貸付金の債務の免除の申出があったことから、当該債権の弁済を受けることができる見込みがないため

令和4年2月10日提出

大阪市長 松 井 一 郎

説 明

本市が行った国民年金保険料の追納に要する資金の貸付けに係る債務者に対する貸付金債権を放棄するため、この案を提出する次第である。